

地の利を生かしたまちづくりが大きく前進

# 都城志布志道路の新規事業化と

# 山之口スマートICの設置が決定！

国の平成25年度予算成立を受け地域高規格道路「都城志布志道路」の未着工区間の新規事業化と、九州縦貫自動車道宮崎線山之口サービエリアに「山之口サービエリアスマートインターチェンジ（仮称）」（以下「山之口スマートIC」）の設置が決定しました。

今回は、これらの事業の概要や高まる期待、もたらされる効果を紹介しします。

◎問い合わせ 都城志布志道路 都市計画課 ☎23-2762

山之口スマートIC 経営戦略課 ☎23-2115

## 都城地域の置かれている状況

都城市は、生産活動の面で南九州の中心的都市機能を有しています。産業面では製造品出荷額が県内1位（平成22年）、農業面においては農業産出額が全国2位（平成18年）となっています。

また、地域に根付いた伝統文化や盆地特有の豊かな自然環境、整備・活用が進められているスポーツ施設など、豊富な地域資源も有

しています。加えて、南海トラフ巨大地震時の災害支援の拠点として、宮崎県から高城運動公園が指定を受けています。

このような状況の中、日常生活の利便性の向上ばかりでなく、災害時における交通アクセスの確保、物流の効率化や高速化による圏域のポテンシャルを生かした産業・観光の振興は、本市のみならず南九州地域全体の発展にとって重要な課題となっています。

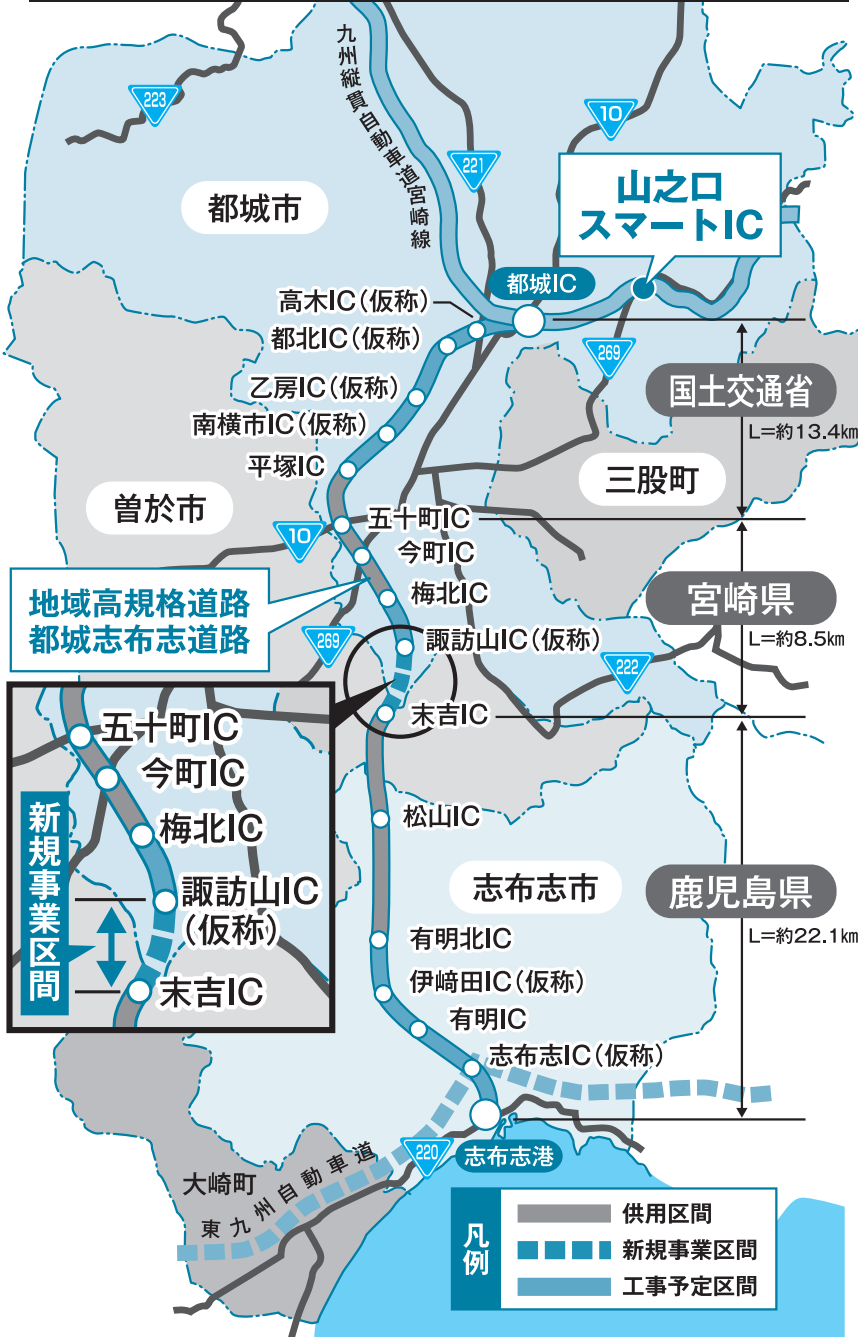
## 全線開通に向けて動き出した 都城志布志道路

地域高規格道路「都城志布志道路」は、九州縦貫自動車道宮崎線の都城インターチェンジ（以下IC）と鹿児島県志布志港までの約44キロを40分程度でつなぐ、無料の自動車専用道路です。

平成6年に計画路線の指定を受け、その工事は国や宮崎県、鹿児島県が行っていて、平成25年6月現在、約13・3キロが供用されています。

今回、県境付近の諏訪山IC（仮称）から末吉ICまでの未着工区間約5・6キロの新規事業化が決定し、全線開通に向けて大きな一歩となりました。

都城志布志道路の計画図と山之口スマートICの位置図



## 設置が決定した 山之口スマートIC

山之口スマートICは、サービスエリアを利用して高速道路本道に乗り入れができるETC（電子料金收受システム）装着車専用のICです。

同スマートICは、車種制限がなく、宮崎方面にも熊本方面にも24時間利用できるICです。工事は西日本高速道路株式会社や県、市が行い、平成28年度中の供用開始を目指しています。

同スマートIC設置により、宮崎ICまで30分で行けるエリアが、都城IC周辺だけでなく、山之口地域や高城の東部地域にも広がります。

### 2つの施設がもたらす効果

本市では、これまで利便性の向上や産業振興などを図るため、交通網の整備を推進してきました。今後も、南九州の中心に位置する本市の「地の利」を生かしたまちづくりを推進していきます。

その目玉となる都城志布志道路の整備と山之口スマートICの設置は、本市をはじめとする沿線自治体や、南九州地域の発展に貢献するインフラとして、次の3つの効果が期待されます。

#### ①『防災の道』としての効果

災害による国道などの通行規制時に、最速・最短のバイパスとして機能することとはもちろん、仮に南海トラフ巨大地震が発生した場合には、本市が本県の沿岸地域のバックアップシ

ティとして、人的・物的な後方支援を行うために重要なインフラとなります。

#### ②『経済の道』としての効果

物流の効率化・高速化が図られることにより、輸送コストの圧縮や飼料の安定供給による農林畜産業の活性化、企業誘致や新たな雇用の創出が期待されます。また、現在、本市が力を入れている6次産業化の推進などにもつながります。

さらに、山之口スマートICは、歴史やスポーツといった観光の振興に貢献する本市の新たな玄関口としての役割も期待されます。

#### ③『医療の道』としての効果

本市と三股町、鹿児島県の曾於市および志布志市が構成する都城建住自立圏のエリアには、事故などで生命の危機に直面している患者を収容する第3次救急医療施設が無く、重篤患者は宮崎市内の施設に搬送されることとなります。

都城志布志道路と山之口スマートICの整備により、患者を第3次救急医療施設へ直接搬送する場合、大幅な搬送時間の短縮が可能になります。このことは、患者への負担の軽減はもちろん、救命率の向上にもつながります。

## 池田市長より 市民の皆様へ



今回、平成25年度の国の当初予算の成立を受け、都城志布志道路の唯一の未着工区間であった「諏訪山IC～末吉IC」の新規事業化と九州縦貫自動車道宮崎線の山之口サービスエリアにスマートICの設置が決定しました。

厳しい財政事情の中、2つの大型事業が予算化されたことは、国をはじめとする関係機関の皆様にごの必要性が十分にご理解いただいた結果だと考えております。

今後は、都城志布志道路の早期全線開通と山之口スマートICの一刻も早い供用開始に向けて各事業の推進を図ってまいります。

また、事業完了後は、都城志布志道路と山之口スマートICを利用していただくことが何より重要であり、今後、沿線住民の皆様をはじめ地域の皆様と一体となって、利用促進を進めていきたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



山之口スマートICの完成予想図

平成 24 年度

# 市の財政状況

市では、年2回、皆さんの納めた税金がどのように使われているか、また、財政がどのような状況にあるかをお知らせしています。今回は、平成25年3月31日時点の予算額をお知らせします。

◎問い合わせ

一般会計・特別会計について 財政課 ☎23-2113  
水道事業について 水道局業務課 ☎23-4510

## 市の財政は3本柱

市の予算は、一般会計、特別会計、企業会計の3つの会計からなっています。

### ◆ 一般会計とは

市が行う仕事の中心となる部分の会計です。学校の校舎改修やごみの収集、福祉サービスの提供などいろいろなことに使われています。市税などが主な財源となっています。

### ◆ 特別会計とは

特定の収入（保険税や使用料など）で、その仕事の支出を賄う会計です。介護保険事業や国民健康保険事業などが、これに当たります。

### ◆ 企業会計とは

その仕事自体に収益（使用料）があり、その収益で支出を賄う独立採算制の会計で水道事業がこれに当たります。

## 一般会計および特別会計の状況

会計名	予算額	市債残高	
一般会計	717億7,596万円	750億4,359万円	
特別会計	食肉センター	1億2,653万円	7億5,511万円
	下水道事業	30億9,996万円	226億9,394万円
	国民健康保険	222億8,154万円	—
	後期高齢者医療	18億3,647万円	—
	公設地方卸売市場事業	4,369万円	1億1,278万円
	農業集落下水道事業	5億5,300万円	45億1,501万円
	整備墓地	3,370万円	2億5,619万円
	工業用地造成事業	1億 103万円	4億8,860万円
	介護保険	150億5,230万円	—
	御池簡易水道事業	1億1,077万円	1,510万円
	簡易水道事業	3億9,992万円	8億3,054万円
	電気事業	3,241万円	—
	山之口総合交流活性化センター	9,610万円	3,000万円
	高城健康増進センター等管理事業	1億5,768万円	1億3,111万円
	特別会計合計	439億2,510万円	298億2,838万円
	総合計	1,157億 106万円	1,048億7,197万円

※市債残高は、平成24年度末時点の決算見込額です

## 企業会計(水道事業)の状況

収益的収支 給水収益やサービス提供に要する経費など	収入	22億9,038万円
	支出	19億9,286万円
	純利益	2億9,752万円
資本的収支 水道施設の整備や水道管の入れ替え経費など	収入	5億419万円
	支出	12億3,428万円
企業債残高		91億5,816万円

※資本的収支の不足額7億3,009万円は、積立金および内部留保資金などで補てん



給水戸数 70,937 戸  
給水人口 156,424 人  
普及率 91.7%  
配水量 1,875 万m<sup>3</sup>

※支出の面では、工事請負費や修繕費などが減少した一方で、委託料や減価償却費が増加し、前年度比5,098万円減の2億9,752万円の純利益となりました

## 財政ワンポイント

市債には、  
交付税の措置があります

平成24年度末時点で、市の借金である市債残高は、一般会計・特別会計合わせて1,048億7,197万円となっています。

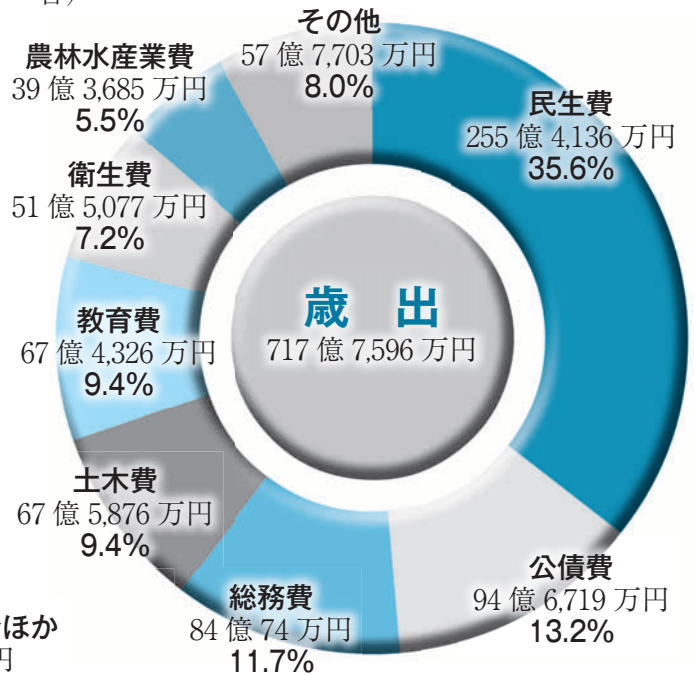
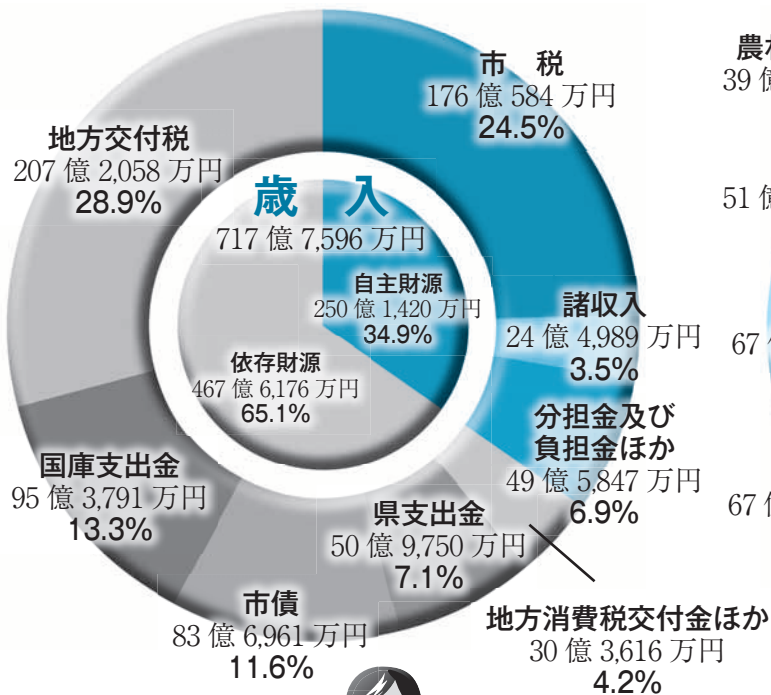
この残高には、国がその償還について地方交付税に算入するとした交付税措置額616億5,320万円が含まれていて、この額を差し引いた432億1,877万円が市の実質負担額となります。

# 一般会計歳入歳出予算総額

# 717億7,596万円

市が自主的に賄うことのできる財源は34.9%で、残りは地方交付税や国・県支出金、市債などに依存しています。(％は歳入総額に占める割合)

高齢者や児童などの福祉に使う民生費が増加し、全体の35%を超えています。今後もこの傾向は続くと思われまます。(％は歳出総額に占める割合)



## 都城市の家計簿



市の財政を月額30万円の家計に例えると...

収入		
項目	金額	割合
給料(市税など)	86,277	28.8%
家族から仕送り(地方交付税)	86,605	28.9%
親戚などからの援助(国庫支出金・県支出金)	61,171	20.4%
その他収入(使用料・手数料・財産収入など)	26,431	8.7%
預貯金の取り崩し(繰入金)	4,534	1.5%
新たな借金(市債)	34,982	11.7%

支出		
項目	金額	割合
食費(人件費)	48,306	16.1%
保険や医療費(扶助費)	69,706	23.2%
住宅増改築・修理(投資的経費)	41,690	13.9%
ローン返済(公債費)	39,570	13.2%
その他の生活費(物件費、維持補修費、補助費、繰出金など)	89,432	29.8%
預貯金(積立金)	11,296	3.8%

- **【歳入】**  
 民生費／高齢者、障がい者、児童などの福祉全般の事業経費  
 公債費／市債を返済するための経費  
 総務費／選挙や戸籍、税務、市庁舎管理などの経費  
 土木費／道路や公園整備、住宅管理などの経費  
 教育費／教育や文化財保護、スポーツ振興などの経費  
 衛生費／清掃、保健衛生などの経費  
 農林水産業費／農業や林業などの経費

- **【歳入】**  
 地方交付税／国税のうち所得税や法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を一定の基準により国が交付する税  
 市税／個人・法人市民税や固定資産税、軽自動車税など  
 国・県支出金／特定目的事業の財源となる国と県の補助金など  
 市債／建設事業や災害復旧事業などの財源となる借入金  
 繰入金／一般会計、特別会計、基金などの会計間の資金のやりとり

## 歳入歳出用語説明

私たちの健康を支える  
国民健康保険制度

知ってください

# 国保

のこと

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに、誰もが安心して治療を受けられるよう、みんなでお金を出し合い支え合う保険制度です。

国保の健全な運営のために、医療費の節減にご協力ください。

◎問い合わせ

保険年金課 ☎23-2642

## 保険税の納付は

### 国保の資格を得たときから

国保は、健康保険制度の一つで後期高齢者医療制度や職場の健康保険に加入している人、生活保護を受けている人を除き、全ての人が加入する健康保険です。

国保に加入することになった場合、届け出をした月ではなく、国保の被保険者となった月から保険税が課税されます。



## 国保に加入、国保を脱退する場合

次のような場合には、国保の手続きが必要です。該当する場合は、14日以内に保険年金課または各総合支所市民生活課、各地区市民センターで届け出を行ってください。

- 国保に加入するとき
- 他の市町村から転入してきたとき
- 職場の健康保険をやめたとき

- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき
- ※職場の健康保険などに加入している場合は、国保加入は不要
- 国保を脱退するとき
- 他の市町村に転出したとき
- 職場の健康保険に加入したとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき

## 保険税の決まり方

その年に予測される医療費から、病院などで支払う一部負担金と国などからの補助金を差し引いた分が保険税の総額です。

これを世帯ごとの加入者数や、所得などに応じて公平な負担になるように各世帯の保険税が決めます。

## 医療費が増加すると国保税も上がります

国保は各市町村が運営している制度で、保険税は病気やけがをしたときの医療費などに充てられます。医療費が増えれば、国保から病院などに支払われる医療給付の費用も増え、それを補うために保険税が引き上げられます。そうならないためにも、医療費の節減を心掛けましょう。

## 医療費節減のポイント

- 生活習慣を見直し、適度な運動をし、栄養や休養をバランスよくとりましょう
- 定期的に健康診断を受けて、病気の早期発見や治療に心掛けましょう
- 休日や時間外診療は、緊急時などを除き、なるべく避けましょう
- かかりつけ医をもち、はしご受診や転医を控えましょう
- ジェネリック医薬品（後発医薬品）を活用しましょう



## 新しい保険証を 7月下旬に郵送します

新しい保険証は7月下旬に郵送します。保険証が届いたら、住所や氏名、生年月日、有効期限などを確認してください。8月1日以降に病院などで受診するとき、新しい保険証を必ず持参してください。

なお、有効期限が過ぎた保険証は、8月1日から使用できなくなります。不要となった保険証は、処分するか、保険年金課または各総合支所、各地区市民センターの窓口にて返却してください。

※75歳以上の人や一定の障がいがある65～74歳の人の後期高齢者医療被保険者証は、一部負担割合が変更になった人のみ新しい保険証を郵送します



## 各種認定証の更新について

### 〔国民健康保険〕

次の認定証の更新手続きを8月1日(木)から、保険年金課、各総合支所市民生活課、各地区市民センターで行います。なお、国民健康保険特定疾病療養受療証(70歳未満で慢性腎不全の人)は手続き不要です。7月末日までに新しい受療証を郵送します。

### ①国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

※同一世帯で、国民健康保険加入者(擬制世帯主含む) 全員の平成25年度市民税が非課税である国民健康保険加入者

### ②国民健康保険限度額適用認定証

※①以外の国民健康保険加入者  
●**手続きに必要なもの** 国民健康保険被保険者証、現在お持ちの認定証、世帯主の印鑑(スタンプ式印鑑を除く)

※代理の人でも手続きは可能ですが、運転免許証などの身分を証明するものを持参してください

### 〔後期高齢者医療〕

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証を、現在持っている人で対象となる人には、新しい認定証を7月末日までに郵送します。

## ●病院などでの自己負担割合

70歳以上の人や後期高齢者医療被保険の被保険者の病院での自己負担割合は、前年の所得などに基づき、保険証に1割または3割と記載しています。

今回、3割負担と判定された場合でも、世帯の前年の収入額が一定未満のときは、申請することで負担割合が1割に変更になります。対象者には、申請書を送付しますので、7月末日までに手続きを行ってください。

## ●一部の保険加入者に2割負担の表示

国民健康保険に加入している70歳から74歳の人の保険証には、医療機関での自己負担割合が「2割 ※平成26年3月末日までは1割」と記載されている人がいます。これは、国で平成26年4月1日から医療機関での自己負担割合が1割から2割に引き上げられることが予定されているためです。

ただし、自己負担割合の引き上げについては、今後、国において凍結される可能性もあります。凍結された場合は、平成26年3月までに新しい保険証をお送りします

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証	
有効期限	平成26年 7月31日
記号番号	00000000 性別 男
氏名	都城 太郎
生年月日	昭和□□年□□月□□日 一部負担金の割合
資格取得年月日	平成□□年□□月□□日 2割
交付年月日	平成25年8月1日 平成26年3月末日までは 1割
住所	都城市姫城町6街区21号
世帯主氏名	都城 太郎
保険者番号	450023 宮崎県 都城市

## ●新しい保険証の有効期限

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証の有効期限は、原則、平成26年7月31日までの1年間。後期高齢者医療被保険者証は平成28年7月31日までです。

次の人は有効期限が異なりますので、注意してください。

- 69歳の人→70歳の誕生月の末日
- 74歳の人→75歳の誕生日の前日
- 退職被保険者で64歳の人  
→65歳の誕生月の末日

※保険税の未納がある人は、有効期限が短い保険証(短期証)となる場合があります